藤岡市の国民健康保険から他の健康保険に加入した場合

新たに就職などをして、勤務先の健康保険に加入した時は、現在加入している国民健康保険から離脱のための手続きを本人がお住まいの市町村窓口で必ず行ってください。ここでは、離脱の方法を、藤男（仮名）さんとのやり取りで、詳しく説明していきます。

★藤男さん

４月に就職したのですが、会社の健康保険に入ることになりました。
国民健康保険の手続きはどうしたら良いでしょうか？

●藤岡市国保

国民健康保険の離脱に関してのお手続きですね！お勤め先からは、健康保険証が交付されましたか？

★藤男さん

会社からは、４月１日から社会保険に加入することになると言われていますが、健康保険証は届いていません。

●藤岡市国保

承知しました。それでは、お勤め先の健康保険証が交付されましたら、速やかに市役所保険年金課窓口（６番）に来庁していただき、離脱のお手続きをしてください。なお、お手続きに必要なものは下記になります。

【離脱のために必要なもの】

- 新たにお勤め先から交付された健康保険証と国民健康保険証
- ご印鑑（スタンプでないもの）
- 顔写真付きの身分証明証（免許証、パスポート、マイナンバーカードなど）

藤男さんは、まだ聞きたいことがあるみたいです。せっかくだから聞いてみよう！

そのやり取りは裏面へ・・・

【お問い合わせ】藤岡市役所　保険年金課　国 保 係　0274-40-2822（ダイヤルイン）
納税相談課　管 理 係　0274-40-2830（ダイヤルイン）
税　務　課　市民税係　0274-40-2803（ダイヤルイン）

★藤男さん

離脱の手続きはわかりました。
ただ、会社からは、４月１日から加入をしても、健康保険証が手元に届くのは、まだ先になるとの話です。
その場合は、４月１日以降も藤岡市の国民健康保険証を使用して大丈夫ですか？

●藤岡市国保

４月１日よりお勤め先の健康保険に加入していることが確認できているのであれば、藤岡市の国民健康保険は使用できません。やむを得ず、４月１日以降、病気やケガで病院へ通うことになってしまったら、お勤め先の健康保険担当者に相談をしてください。

★藤男さん

分かりました。不安なので、会社の担当者に問い合わせてみます。
税金についても教えてください。国保税は、いつまで納めるのでしょうか？もし、離脱の手続きをしないとどうなるのでしょうか？

●藤岡市国保

藤男さんが、国民健康保険に加入していた期間の３月分まで納めることになります。
万が一、国民健康保険を離脱するお手続きを忘れてしまうと、４月以降も国保税が課されることになりますのでご注意ください。国保以外の健康保険に加入したときは、**必ず国民健康保険を離脱するお手続き**をしてください。
※お手続き後は、他の健康保険に加入した時まで国民健康保険税の賦課を遡って計算し、多く支払った場合は、後日還付をいたします。

★藤男さん

今回の問い合わせで、他の健康保険に加入したら、出来るだけ早く離脱の手続きをする必要があることが分かりました。
会社から健康保険証が届いたら、市役所保険年金課窓口（６番）に伺いますのでその時は、よろしくお願いします。

【お問い合わせ】藤岡市役所　保険年金課　国 保 係　0274-40-2822（ダイヤルイン）
納税相談課　管 理 係　0274-40-2830（ダイヤルイン）
税　務　課　市民税係　0274-40-2803（ダイヤルイン）